# 食品販売者や 許可外食品製造者等

Step1 食品衛生責任者の設置 Step2 HACCPに沿った衛生管理 が必要です

# **食品営業届出が義務化されました** 令和3年11月30日までに 手続きが必要です

### 新たに届出の対象となる業種の例

冷蔵又は冷凍などの温度管理が必要な食品の販売業

野菜果物販売業、米穀販売業

消費期限表示がされた食品の販売業

容器包装に入れられていない食品の販売業

許可業種以外の食品の製造加工業

合成樹脂製の食品用器具・容器包装製造業

集団給食施設(1回20食程度以上)

(施設等において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設)







※常温で長期保存が可能な食品(スナック菓子、カップ麺、缶詰等)のみを販売している事業者は 届出の必要はありません。

### 届出事業者には以下の対応が必要になります

#### ステップ1 食品衛生責任者の設置

届出には、食品衛生責任者の設置が必要です。資格をお持ちでない場合は、食品衛生協会が実施する養成講習会を受講してください。

受講をご希望の方は、沼津食品衛生協会(055-922-1748)三島食品衛生協会(055-973-5126)修善寺食品衛生協会(0558-72-3124)にお問合せください。

## <u>ステップ2</u> HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理

厚生労働省のホームページ掲載の業種別手引書を参考に、衛生管理計画の作成・記録を 行ってください。

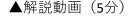
#### ステップ3 営業の届出

静岡県衛生課ホームページを確認の上、厚生労働省「食品衛生申請等システム」で届出を 行ってください。

お問合せ先東部保健所衛生薬務課

055-920-2102







▲静岡県衛生課 ホームページ